

国分寺の伽藍配置と上野国分寺

前国士舘大学文学部教授 須田 勉

はじめに

日本の国分寺制度は、聖武天皇の詔により、全国 60 余州と壱岐・対馬・多岐島分寺におよぶ徹底した仏教政策であった。各国に設置が構想された国分僧寺と国分尼寺には、丈六の釈迦如来像と阿弥陀如来像をそれぞれ安置する二寺制をとり、天皇の権威を象徴して国分僧寺のみに建立された七重塔には、聖武天皇勅願の金字『金光明最勝王經』10 巻が納められた。そこでは、国家の安寧と除災を願った法会が一斉に執行され、ここに、律令国家が目指した列島社会を仏教国家とする一つの到達点を迎えたのである。

各国の国分寺遺跡における考古学的研究の重要な点は、国分寺建立構想を各国に要請した国家の側と、その構想をどのように受け止め、実施したのかという現実を、在地社会との関係を通じ、その特質をどのように読み解くのかという点にある。ここでは、そうした問題を国分寺の伽藍と寺院地の問題にしぼり、上野国分僧寺を中心に検討しておきたい。

1. 上野国分寺の伽藍

石田茂作博士は、氏自身が調査された国分寺伽藍の集成から、「国分寺遺跡の殆ど全部がこの形式（東大寺式）の伽藍配置を踏襲している事は、天平 13 年の詔勅当初において、この式伽藍の採用が指示せられていたのではあるまいか」と述べられた⁽¹⁾。しかし、その後、各国の国分寺僧寺の調査が進み、興福寺式（東大寺式）⁽²⁾、大官大寺式、法隆寺式（法起寺式）、元興寺式など、さまざまな伽藍配置の存在が明らかになってきた。

国分寺の造営にあたっては、国分僧寺と国分尼寺の二寺制をとること、国分僧寺には七重塔を建てること、安置すべき經典、執行すべき法会、僧尼の定員など、さまざまな規定が詔や条例により設けられたが、律令国家が、各国国分寺の伽藍配置にまで規制を加えることは無かったと考えられるようになってきた。

興福寺式は、平城京内の寺院の中で最も早くに成立し、金堂南面の廻廊内を儀式空間として利用した最新式の伽藍配置であり、その後に成立する寺院のモデルとなった。各国国分寺でも国分僧寺のおよそ 5 割がこの伽藍を採用した。国分尼寺を含めるとさらに多くなる。例として、陸奥・上野・下野・常陸・伊豆・佐渡・遠江・三河・伊勢・伊賀・近江・美作・播磨・備前・備中・安芸・伯耆・但馬国分僧寺などがある。

大官大寺式は、藤原京に新たに建てられた文武朝大官大寺を指す。天皇を象徴した九重塔が建てられたが、造営途中に伽藍が全焼し、国分寺造営期には存在しなかった寺院である。しかし、まさに天皇が経営する国家筆頭の寺院として建てられ、国分僧寺伽藍のモデルとしてふさわしい寺であった。例として、上総・甲斐・美濃・讃岐・筑前・筑後・肥前、類例として豊後・紀伊・淡路国分僧寺などがある。

法隆寺式伽藍配置は、舒明天皇が天皇として最初に造営した百済大寺で創始された日本独自の伽藍配置である。王権に直結する伽藍型式として在地豪族に好んで用いられた。例として、相模・下総国分僧寺、塔と金堂を逆にした法起寺式の例として、備後・丹後国分僧寺がある。

元興寺式は、平城京元興寺をモデルとした新型式の伽藍配置である。例として、信濃・出雲・長門国分僧寺などがある。国分尼寺に多く見られる伽藍配置であるが、国分尼寺の場合は、別の観点から考えなければならない例もあるので、ここでは除外する。その他、廻廊をもたない武蔵国分僧寺、観世音寺式に想定される出羽国分僧寺などがある。以上、各国国分僧寺で採用された伽藍配置を類型化してきたが、各国国分寺の伽藍配置として選ばれた構造は、平城京内での官大寺や天皇の勅願寺などに、ほぼ限定される。

国分寺建立の詔の中で最も重要視された事柄は、天皇権威を象徴した七重塔の建立である。七重塔を設置するために国分寺を建立したといっても過言ではない。そうした律令政府の意向を、各国がどのように理解したのかといった点の検証は、日本の国分寺政策を評価するうえで重要である。具体的に言えば、塔が置かれた伽藍配置上の位置、

塔の規模、基壇の構造、礎石の加工状態などの分析である。

新たに判明した上野国分僧寺は、興福寺式伽藍配置である。この興福寺式に、七重塔と金堂とを心形で結んだ位置に並置し、天皇（七重塔）と釈迦如来（金堂）とを対等に配置したのが上野国分寺伽藍である。聖武天皇の詔を受けた上野国は、詔の主旨を正しく理解し、伽藍配置を設計したことがわかる。同様の例に、百済王敬福が国司を務めた陸奥国分僧寺、藤原仲麻呂が関係した近江国分僧寺、さらに但馬国分僧寺などがある。この伽藍配置は、七重塔と金堂が左右逆になる場合もあるが、廻廊内に塔と金堂を並置した法隆寺式や法起寺式伽藍とも共通する七重塔を重視した型式である。

2. 上野国分寺の寺院地

国分寺の先駆的研究を行った石田茂作博士は、全国各地で実施した発掘調査の成果と、「上野国交替実録帳」に記載された「築垣壹廻 四面貳町」の記述をもとに、国分僧寺の寺院地（寺域）の規模を方2町、国分尼寺を1町半ないし1町四方と考えた。石田学説は、長い間研究者の間で定着し、発掘調査を実施するにあたっての大きな指標となった。

さらに石田は、国分寺の主要伽藍のほかに、僧尼の生活を支える食堂・浴室・厨などや、寺の寺務をつかさどる政所あるいは三綱所、さらに、一国の教学を総監する国師所などもあったはずなので、将来の国分寺研究は、主要伽藍以外のこれらの施設の解明に研究の主力を向けるべきであると主張した。

しかし、国分寺の発掘調査は、堂塔の規模や伽藍配置、さらに、方2町の寺院地の調査に主たる関心が向けられ、大規模な開発行為が相次いだ時代には、石田が指摘した主要伽藍地以外の寺院運営上の空間に対する課題の解明が、研究上の俎上にのことはほとんどなかった。このことは、国分寺遺跡の保護に関する重要な課題でもあった。

1980年代に行われた上総国分僧尼寺跡の調査は、そうした石田の主張に大きな転換をもたらした。その後、武蔵国分寺、下総国分寺、下野国分寺、相模国分寺など関東の国分寺を中心として、寺院地の面積が10町歩を超える規模の国分寺が、相次いで確認された。特に、上総国分僧寺では、14町歩におよぶ寺院地の中に、方2町の伽藍地と大衆院を構成する三綱務所・食堂・厨屋・井屋・湯屋・経所・客坊、中軸線上には国師院・講師院をおき、さらに、寺院地北方には油菜所を含む園院、南方に花苑院を置くなど、平城京官大寺を模倣した構造をもつ国分寺の存在が確認されてきた。

その一方で、西日本では、讃岐国分寺、但馬国分寺、安芸国分寺、備前国分寺、備中国分寺、丹波国分寺、筑前国分寺などが、東日本でも、伊勢国分寺、三河国分寺、遠江国分寺、駿河国分寺、美濃国分寺、甲斐国分寺、信濃国分寺、上野国分寺、陸奥国分寺などの多くの国分寺が、方2町規模の寺院地をもつことも明らかにされてきた。この規模は、かつて石田が主張した寺院地の規模に匹敵する。

これまでの各国国分寺の調査から、寺院規模が10町歩を超える坂東を中心とした国分寺と、4町歩前後の規模をもつ国分寺の存在が確認されてきた。前者の国分寺は、平城京薬師寺（南北4町×東西3町）と藤原京薬師寺（南北3町×東西2町）の寺院地規模と対比して考えることができる。『薬師寺縁起』に引く『流記』にみえる藤原京薬師寺の寺院地は、「四坊塔金堂並僧坊等院、二坊大衆院、以上本寺」とあり、6町を占める。寺院地12町をもつ平城京薬師寺との構造上の相違は、寺院地内に独立した園院・花苑院・賤院等の寺院運営施設をもたない点である。これは、文武朝大官大寺における寺院地の計画も同様である。

平城京内官大寺において寺院地の規模を拡大した理由は、僧尼の修学上、または寺院運営上必要となるそれらの施設を、新たに寺院地内に取り込んだことと、寺院地内に主要伽藍地を独立させた点にある。そうした寺院造営に対する政策上の根拠となった法令は、新たに僧尼が遵守すべき規範や罰則を定めた「僧尼令」であろう。この法令に基づく僧尼は、寺院内に止住し、寺院地内での日常生活と仏教活動が、寺院内で完結することが求められた。寺院規模が10町歩を超える国分寺は、そうした平城京官大寺をモデルとし計画されたのであろう。選択の主体は、各国にあった。

一方、寺院地の規模が略方2町の国分寺は、平城京官大寺の伽藍地、藤原京薬師寺、法隆寺などの規模を参考に

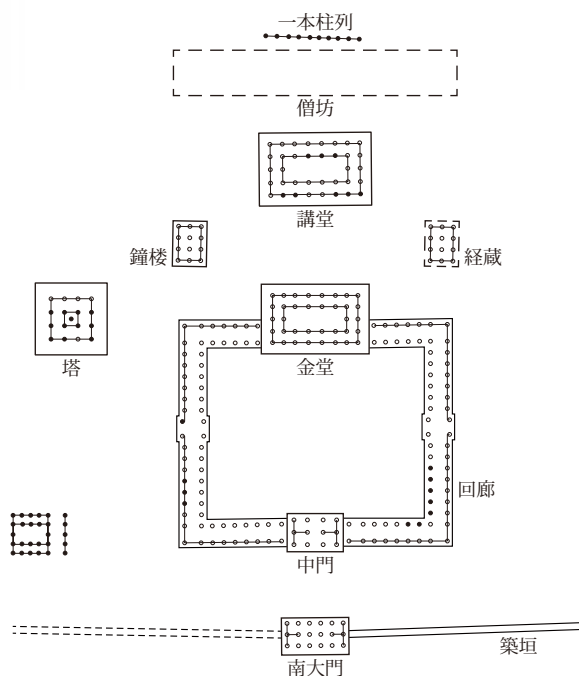
して、各国での基準が定められたのであろう。しかし、寺院地内の構造については、安芸国分寺・但馬国分寺・伊勢国分寺などで、寺院地内に「塔金堂並僧坊等院」と「大衆院」「国師院」などを配した構造が、三河国分寺では、「塔金堂並僧坊等院」の北に「大衆院」などを置く例などが検出されている他は、寺院地の規模や主要伽藍の確認にとどまっているのが現状である。

昭和と平成の2度にわたる大規模な調査が行われた上野国分寺では、「上野国交替実録帳」という貴重な史料が残されているにもかかわらず、中世における破壊が大きく、遺構の確認は限定的であった。しかし、寺院地の規模がほぼ確定したことにより、方2町内に置かれた施設が「塔金堂並僧坊等院」と「大衆院」「国師院」を含んだ規模であることは想定できる。問題は、僧侶の寺院内における日常活動に欠くことのできない蘭院・花苑院・賤院などの機能をどこに求めるのか、という点である。これは方2町規模のすべての国分寺に当てはまる重要な課題である。

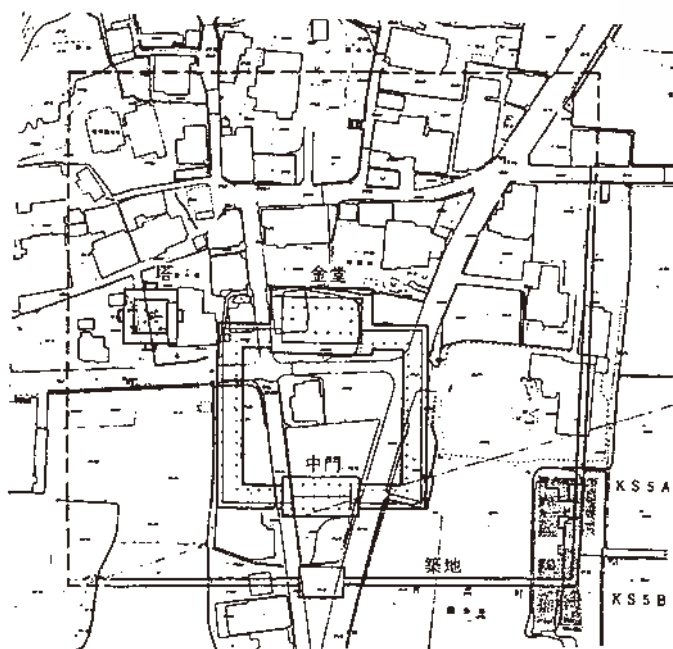
註

(1) 石田茂作『東大寺と国分寺』至文堂 1966

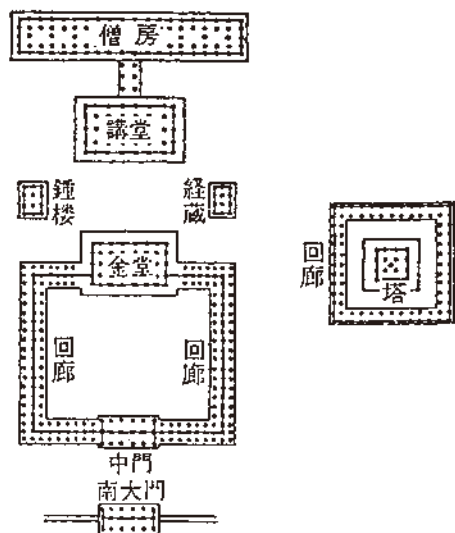
(2) 国分寺は東大寺より先行するため、箱崎和久氏に倣い「興福寺式」の名称を用いた。(箱崎和久「国分寺と在地寺院の塔」『季刊考古学 特集王権擁護の寺・国分寺』第129号 雄山閣 2014)



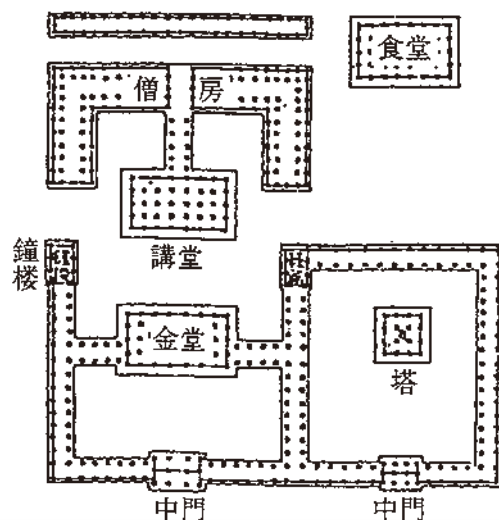
1 上野国分僧寺



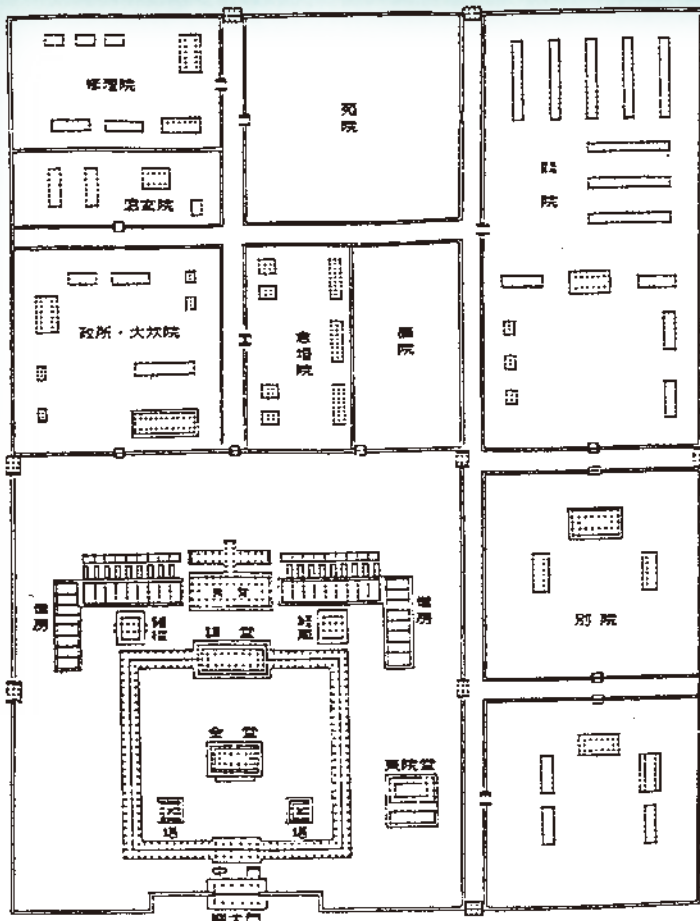
2 但馬国分僧寺



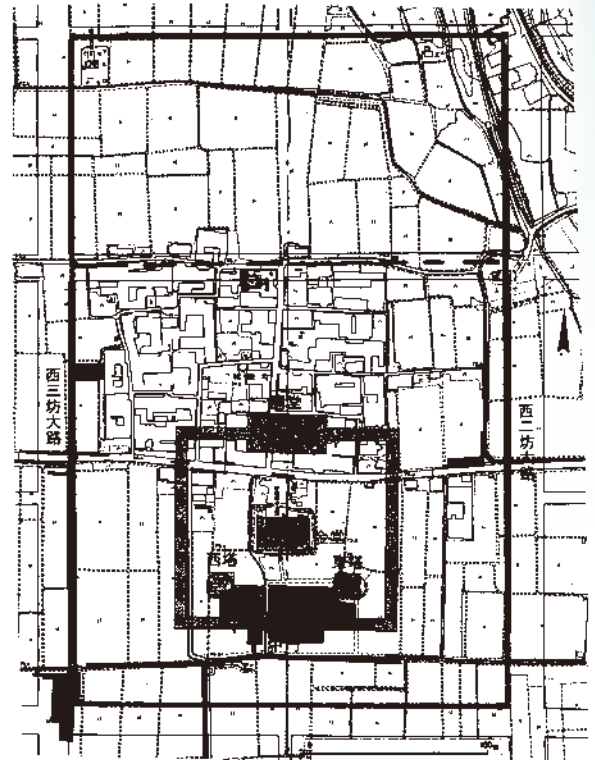
3 陸奥国分僧寺



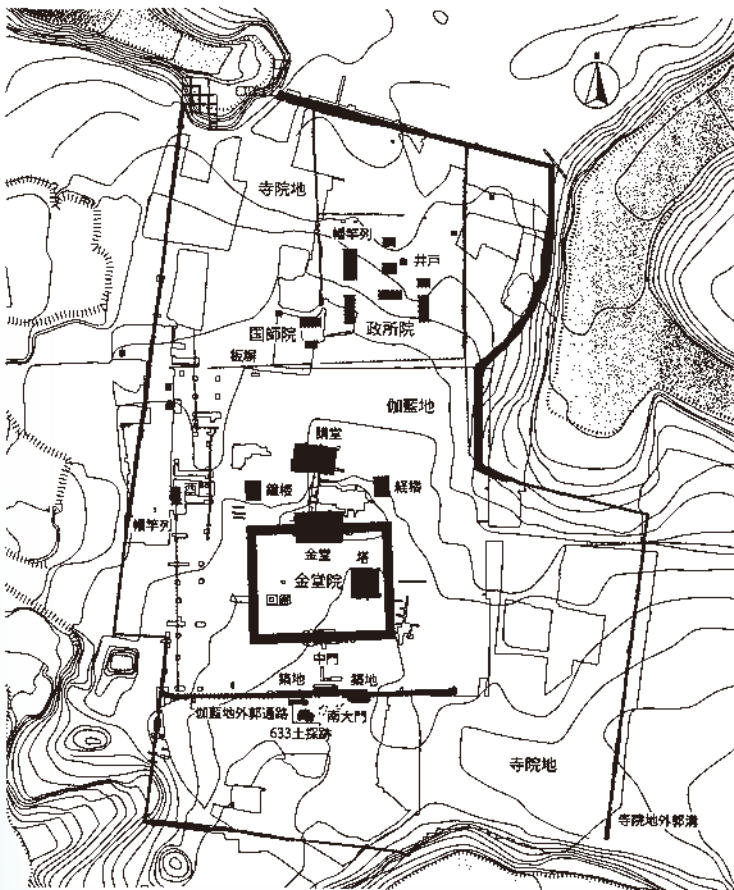
4 近江国分僧寺



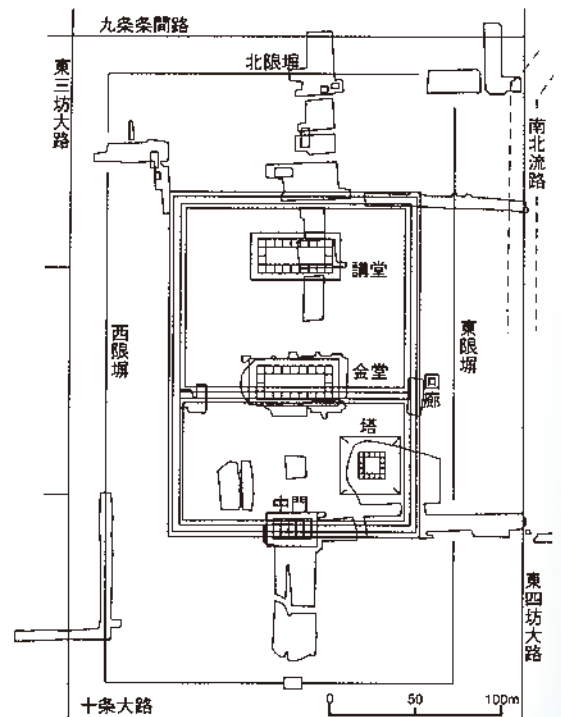
平城京薬師寺



藤原京薬師寺



上総国分僧寺



文武朝大官大寺